

要 望 書

令和5年1月20日

岡山県知事殿

岡山県佛教会
岡山市佛教会
岡山県葬祭業各社

新型コロナウイルス感染対策について

理由

令和5年1月6日(金)付の新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン
加藤厚生労働大臣の会見で『適切な感染対策をすれば』との発表が有り県民の方は直ぐにでも

【普通の葬儀が行える】【通常の時間帯の火葬が出来る】【お別れが出来る】【収骨が出来る】と勘違いしています。

現在でも岡山市内の火葬場では通常の時間帯の火葬、収骨はまだ出来ないのが現状です。

また病院・施設でお亡くなりになった方の受け入れがスムーズに出来るよう病院・施設に下記の通り周知して頂くようお願い申し上げます。

ガイドラインについて要望

①

11 ページ 2-2.エンゼルケア(死後処置)◆対応のポイントの上から3行目に、ご遺体に清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行えば、ご遺体を納体袋に入れる必要が無いと有りますが、現在、全ての病院・施設に於いて上記の件が出来ているとは到底思えません。

納体袋の使用が不要となれば、病院・施設で詰め物を実施しなければ搬送時に車の振動等で体液が漏れ出る可能性が大になり同乗のご家族や葬祭業の社員の健康と安全を守る事が出来ませんので、適切な対応をお願いします。

②

9ページ第2章個別の場面ごとの感染管理上の留意点の下から4行目に、個人防護具は、処理等が終わったら速やかに脱ぐことで、周囲環境を広く汚染することを防ぎ、使用後の個人防護具を適切に廃棄することも、感染リスクを軽減させます。

と有りますが、しかしながら一部の病院・施設では防護服を着たまま故人をストレッチャー上に載せて出て来たケースが有りました。

防護服を着た看護師はレッドゾーン(隔離室)までで、それ以外は普通の白衣を着た看護師が葬祭業の社員に引き渡すのが本来の手順だと思います。

レッドゾーンからグリーンゾーンの線引きの徹底をお願いします。

③

10ページ 2-1.臨終後の対応(死亡確認後の遺族等の方への対応)の下から10行目に、医療従事者等は、遺体等を取り扱う事業者の方に対して、新型コロナウイルス感染症の方又は新型コロナウイルス感染症が疑われる方の遺体である旨を説明します。

と有り、病院・施設に於いて搬送の依頼をする時はコロナ陽性者で有る事を葬祭業者に伝えてください。

以上行政の方から岡山県内の病院・施設に、周知して頂くようお願い申し上げます。